

提 案 理 由

報告第20号
専決第15号

委任専決処分をしたものについて
損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

農道管理瑕疵に伴う事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに對し、同条第2項の規定により報告するものである。

【事故の概要】

令和元年8月15日、被害車両が養父市大屋町夏梅地内の農道口大屋1号線を養父方向に向けて走行中、道路区域に垂れ下がっていた木の枝が車体上部に接触し、車体を損傷させたもの

- 損害賠償の額 43,334円
- 過失割合 市の過失 20% 相手の過失 80%
- 協議の整った日 令和元年12月3日

報告第21号
専決第16号

委任専決処分をしたものについて
損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことに對し、同条第2項の規定により報告するものである。

【事故の概要】

令和元年10月21日、給食配送車を私立こども園前に駐車しようとした際、園舎出入り口の屋根に衝突し、破損させたもの

- 損害賠償の額 181,500円
- 過失割合 市の過失 100%
- 協議の整った日 令和元年12月6日

議案第141号

養父市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が令和元年6月14日に公布され、令和元年12月14日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、公布の日からである。

【改正内容】

これまで印鑑登録できなかった成年被後見人について、意思能力を有していると認められる場合、印鑑登録を受け付けるもの

議案第142号 養父市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理由 令和2年度の会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員は、非常勤職員の公務災害補償の対象となるため、その補償基礎額を新たに規定するものである。
なお、施行日は、令和2年4月1日からである。

議案第143号 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理由 令和元年8月7日に国会及び内閣に対して人事院から給与改定等の勧告（以下「令和元年人事院勧告」という。）がなされたことに鑑み、及び養父市特別職報酬等審議会による答申を踏まえ、所要の改正を行うものである。
なお、施行日は、公布の日からなどである。

【改正内容】

令和元年度改正分

・ 期末手当の改正

12月支給分 2.15月 → 2.20月 (+0.05)

令和2年度以降改正分

・ 期末手当の改正（平準化）

6月支給分 2.15月 → 2.175月 (+0.025)

12月支給分 2.20月 → 2.175月 (-0.025)

議案第144号 養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

理由 令和元年人事院勧告がなされたことに鑑み、養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）、養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）及び養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年養父市条例第6号）を改正する必要があることから、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、公布の日からなどである。

【改正内容】

令和元年度改正分

養父市職員の給与に関する条例の一部改正

・ 行政職給料表（平均0.1%引上げ）及び医師職給料表の改正

・ 勤勉手当の改正

12月支給分 0.925月 → 0.975月 (+0.05)

令和2年度以降改正分

養父市職員の給与に関する条例の一部改正

・勤勉手当の改正（平準化）

6月支給分 0.925月 → 0.95月 (+0.025)

12月支給分 0.975月 → 0.95月 (-0.025)

・住居手当の改正

支給対象家賃の下限の引上げ 12,000円 → 16,000円

手当額の上限の引上げ 27,000円 → 28,000円

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

・給料表の改正（給料表1号給を1,000円引上げ）

・期末手当の支給率の改正

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

・会計年度任用職員の給料表の改正（行政職給料表を引用）

議案第145号

令和元年度養父市一般会計補正予算（第7号）

理 由

当面必要とする経費の補正を行うものである。